

令和 7 年 5 月 2 0 日

総務企画常任委員協議会会議概要

委 員 長 奈 良 祥 孝

副 委 員 長 蛸 名 和 子

1 開催日時 令和7年5月20日（火曜日）午前9時57分～午前11時03分

2 開催場所 第3委員会室

3 報告事項

（1）令和7年第2回定例会提出予定案件

- ①青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市職員の育児休業等に関する条例及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ③契約の締結について（桑原29号線橋梁（上部工）整備工事）
- ④契約の締結について（青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）
- ⑤契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）グラウンド改修工事）
- ⑥契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事）
- ⑦契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事）
- ⑧契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事）
- ⑨財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）
- ⑩財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）
- ⑪専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- ⑫青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

（2）その他

- ①令和7年度職員採用試験について
- ②固定資産税の課税誤りにについて

○出席委員

委員 長 奈良 祥 孝
副委員 長 蛭 名 和 子
委員 中 田 靖 人
委員 輕 米 智雅子

委員 天 内 慎 也
委員 舘 山 善 也
委員 大 矢 保

○欠席委員

委員 奈良岡 隆

○説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長 小 野 正 貴
総 務 部 理 事 村 上 靖
企 画 部 長 金 谷 浩 光
企 画 部 理 事 中 村 敦
税 務 部 長 横 内 修
会 計 管 理 者 齋 藤 賢 剛
選挙管理委員会事務局長 柴 田 一 史
監査委員事務局長 遠 嶋 祥 剛
総 務 部 次 長 越後谷 和 人

危 機 管 理 監 鈴 木 健 仁
企 画 部 次 長 沢 木 正 明
税 務 部 次 長 工 藤 健 志
総 務 課 長 藤 林 靖 幸
契 約 課 長 宮 城 武
浪岡振興部総務課長 福 原 崇
契 約 課 主 幹 長 内 哲 史
地域スポーツ課主幹 佐々木 崇
関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久 保 拓 哉

議事調査課主幹 風 晴 英 樹

○奈良祥孝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
時間前ですが、ただいまから総務企画常任委員協議会を開会いたします。

本日は、奈良岡委員が公務のため、欠席となっております。また、浪岡振興部長が民生環境常任委員協議会において、定例会提出予定案件の報告を行うため、欠席となっております。よろしくお願いいたします。

それでは本日の案件に入ります。令和7年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いをいたします。

初めに、「青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「青森市職員の育児休業等に関する条例及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の計2件については、関連がありますので一括して報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
令和7年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び青森市職員の育児休業等に関する条例及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも仕事と生活の両立支援を拡充するための法改正に伴います条例の改正となりますことから、一括して御報告申し上げます。

初めに、青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を実施するために所要の改正をしようとするものであります。

「2 主な改正内容」につきましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、資料記載のとおり、妊娠・出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知、制度利用・働き方の意向聴取及び聴取した意向へ配慮することを規定するものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和7年10月1日としております。

次に、青森市職員の育児休業等に関する条例及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、部分休業制度を拡充するため、所要の改正をしようとするものであります。

「2 青森市職員の育児休業等に関する条例の主な改正内容」につきましては、

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、職員の部分休業制度を拡充するものであります。

部分休業制度の拡充内容であります。現行の1日につき2時間の範囲内で勤務しないことに加え、改正後は1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことを可能とし、いずれかの形態の選択を可能とするものであり、改正内容といたしまして、1日につき2時間以内の範囲で取得できる現行の部分休業に係る承認を「勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として承認」していたものを、改正後は、「勤務時間のうち30分を単位として承認」するもの、最大1日単位でも取得できる新設の部分休業について、1年間に請求できる上限の時間を常勤職員については、10日分の77時間30分、非常勤職員については1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものであります。

「3 青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の主な改正内容」につきましては、最大1日単位でも取得できる第2号部分休業を新設することに伴い、企業局職員に適用される部分休業の定義を1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないことに改めるものであります。

「4 施行期日」につきましては、令和7年10月1日としておりますが、部分休業に関する本人からの請求の申出については一定の経過措置期間が必要となりますことから、これに係る施行期日は令和7年7月1日としております。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 仕事と生活の両立支援を拡充する制度も改善されてきているのですが、参考までにお聞きします。育児休業取得者の実数・実態を男女別で教えてくださいませんか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 令和6年度の育児休業の取得率は現在集計中でありますので、令和5年度の実績分をお答えいたします。

本市の令和5年度におけます育児休業取得の状況につきまして、男性職員は新たに育児休業が取得可能となった職員が28名、これに対しまして、育児休業を取得した職員が21名、取得率は75%となっております。女性職員は新たに育児休業が取得可能となった職員が29名、これに対しまして、育児休業を取得した職員が29名、取得率は100%となっております。

以上です。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「契約の締結について（桑原29号線橋梁（上部工）整備工事）」について報

告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております契約の締結について（桑原29号線橋梁（上部工）整備工事）について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は桑原29号線橋梁（上部工）整備工事、工事概要は桑原29号線の橋梁の上部工を整備するものであり、工期は令和8年3月31日までとしております。

入札結果につきましては、去る4月21日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社澤田建設と2億1997万945円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「契約の締結について（青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）」について報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております契約の締結について（青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は青森市立西中学校屋外教育環境整備工事、工事概要は青森市立西中学校の校舎改築工事に伴いグラウンドを整備するものであり、工期は令和8年6月30日までとしております。

入札結果につきましては、去る4月21日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社西田組と2億1133万612円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「契約の締結について(青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)グラウンド改修工事)」について報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております契約の締結について(青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)グラウンド改修工事)について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)グラウンド改修工事、工事概要はダイシンベースボールスタジアムの内野と外野の段差を解消するものであり、工期は令和8年3月31日までとしております。

入札結果につきましては、去る4月21日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、志田内海株式会社と1億3382万9896円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 概要には内野と外野の芝生の段差を解消するものと書いてあります。私はよく市営野球場に行くのですが、例えば、階段というか――段差がずれているとか、そういうのがあるんだけど、そういうのは中に入っているんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 後ほど、様々、また市営野球場についての契約関係は出てきますが、こちらの契約はあくまでもグラウンドの段差解消です。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 グラウンドだけですか。

○小野正貴総務部長 階段の改修は後ほど出てまいります、スタンドの改修工事で実施する予定です。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。中田委員。

○中田靖人委員 ちょっと教えてください。さっきの橋もそうなんです、入札の金額を見ると、1円単位まで同額の業者が横並びなんですけれども、それは使って

いるソフトが同じだから積算が1円単位まで同じということなんですか。

○奈良祥孝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 同額の入札が多い要因ですが、工事費は積算の基礎となります。労務単価、資材単価は算定方法を定めました積算基準表を青森県が公表しております。また、工事費の積算ソフト等が流通しておりまして、各業者の積算能力が向上しておりますことから、比較的単純な工事等におきましては、市の設計金額と同額の積算をすることが可能となっております。同額の入札が多くなっているところであります。

以上です。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 さっきのダイシンベースボールスタジアムと施設の概要が同じような資料なんですけど、どこで何をやっている契約なのか分からないのもっと中身を詳しく教えてもらえませんか。

○奈良祥孝委員長 今はグラウンドの改修、次はスタンドなどの施設、その次は照明やスコアボードなど、いずれも市営野球場というのは同じですので、概要は同じです。同じものに対する別の部分の契約という意味だと思います。

○大矢保委員 ちょっと意味が分からない。

○奈良祥孝委員長 意味が分からないですか。市営野球場は中身はみんな同じだと思うんですよ。

○大矢保委員 いや、施設の中身は同じですが、資料のどこが違うのかが分からないという……

〔「工事内容で違う」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「契約の締結について(青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)スタンド改修工事)」について報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております契約の締結について(青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)スタンド改修工事)について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)スタンド改修工事、工事概要はダイシンベースボールスタジアムのスタンドの防水工事や観客席の改修等を行うものであり、工期は令和8年3月31日までとしております。

入札結果につきましては、去る4月21日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、北斗建設株式会社と4億2350万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしま

して入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「契約の締結について(青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)照明設備改修工事)」について報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております契約の締結について(青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)照明設備改修工事)について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)照明設備改修工事、工事概要はダイシンベースボールスタジアムの夜間照明を現在の水銀灯からLED照明に更新するものであり、工期は令和8年3月31日までとしております。

入札結果につきましては、去る4月21日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行いたしました結果、予定価格内で落札されましたので、青森相互電設株式会社と2億2220万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
館山委員。

○館山善也委員 「3 地域貢献」の災害協定締結はどういうのを締結すればなるんですか。災害協定締結というのは何を指すんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 担当課の契約課から答えさせます。

○奈良祥孝委員長 答弁をお願いします。

○長内哲史契約課主幹 契約課の長内でございます。

ただいまの御質疑の災害協定締結ということですが、青森市との災害協定と青森県との災害協定、2つを想定しております。

○奈良祥孝委員長 館山委員。

○館山善也委員 災害協定は何を指すのか分かりますか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 担当は危機管理課になるんですが、災害の際に応援いただく協定というものを様々締結しておりまして、こちらの青森相互電設株式会社とは、市と災害協定を締結していて、具体的なその協定の内容まではちょっと今お答えできませんけれども、こういうことで加点評価をしているものであります。

以上です。

○奈良祥孝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ちなみに、災害になったら発電機など、そういうのを提供することなんですか。

○奈良祥孝委員長 分からなければ、後日でいいです。皆さんに共有するようにしてください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 委員長から、照明の関係ですが、明るさは硬式野球と軟式野球では違うし、内野と外野でも違います。その辺は全部クリアしていますよね。今回はたまたまＬＥＤになるということの契約ですが、明るさに関しては大丈夫ということですね。よろしいですか。では、それで確認します。

知らない人が多いかもしれませんが、内野はファールのラインから５メートル外側から……

〔大矢保委員「いいよ。いらない」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「契約の締結について(青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)スコアボード改修工事)」について報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和７年第２回青森市議会定例会に提出を予定しております契約の締結について(青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)スコアボード改修工事)について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は青森市営野球場(ダイシンベースボールスタジアム)スコアボード改修工事、工事概要はダイシンベースボールスタジアムのスコアボードを現在の電光式からフルカラーＬＥＤに更新するものであり、工期は令和８年３月３１日までとしております。

入札結果につきましては、去る４月２１日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、藤林電気株式会社と２億１５４２万４０００円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 先ほどの夜間照明で、5者が入っているんですが、スコアボードは2者なんです。藤林電機株式会社と青森相互電設株式会社じゃないですか。要するに、この入札は青森相互電機株式会社が一抜けするから、藤林電機株式会社を取ってくれよというようなものではないですか。ほかにいないんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 今回のこちらの入札につきましては、総合評価落札方式によります一般競争入札であります。指名ではありません。条件といたしまして、青森市内に本店を有していること、業種は電気、部門は総合電気設備のA等級単体企業として入札の公告をした結果、仕様も含めて検討いただきまして、2者が応札してくれたということです。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 株式会社五十嵐電気商会、八興電気株式会社、株式会社デンサンなどは、こういう照明をやれないということになるのですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 こちらにつきましては、あくまでもこちらの指名ではありません。一般競争入札という形で、条件は示させていただいた上でとなりますが、その上で資料を御覧になった業者の方ができる、できないという判断の下に入札をしてきたということです。結果として2者であったというところであります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 2者と言いますが、2者でやって、青森相互電設株式会社が一抜けするから、藤林電気株式会社が取ってくれというような入札じゃないんですか。もっと業者はいなかったのですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 照明設備につきましては、先ほどの資料を御覧いただきますと、5者入ってきております。これは市内で条件として登録している業者が18者ありますけれども、先ほどの条件で市内に本店を有しており、業種が電気で、部門が総合電気設備のA等級単体企業ということで登録されている業者が18者あります。照明は、そのうちの5者が手挙げして入札していただきました。

スコアボードにつきましては、18者のうち2者が手挙げしていただいて、結果として、そういう結果になったというところであります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 結果になったというのは分かるけれども、はっきり言って、青森相互電設株式会社と藤林電気株式会社とぐるでないの。こういう入札方式がおかしいんだってば。そこまで気がつかないのか。青森相互電設株式会社が一抜けしたら藤林電設株式会社がいくに決まっているじゃん。もう少し入札のルールを変えたほうがいいと思うよ。総合評価落札方式は同じような人が取っているじゃん。意見として。

○奈良祥孝委員長 事前審査にならないように。質疑ですので。本会議場で。

ほかにありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 今回の青森市営野球場の改修工事は4分割されていますが、合計の落札額を教えてください。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 担当課から答えさせていただきます。

○奈良祥孝委員長 お願いします。

○佐々木崇地域スポーツ課主幹 地域スポーツ課の佐々木と申します。

今、御説明申し上げました4件の工事のほかに、議会案件にかからないフェンスの工事が1件あります。合計5件の工事の合計の落札額が約10億円になります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 約10億円かかると言いますが、この財源はどういう内訳ですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 担当課から答えさせます。

○奈良祥孝委員長 お願いします。

○佐々木崇地域スポーツ課主幹 地域スポーツ課の佐々木です。

財源につきましては、長寿命化や脱炭素化などの起債を使用することになっていて、そのほかは一般財源で対応ということになります。細かい数字はちょっと今お答えできませんが、そのような状況になっております。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 担当課、総合評価落札方式のほかに工事があるんでしょう。全体的なものを出してください。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 後ほど、委員の皆様にご覧いただきたく思いますので、よろしくお願いします。

○奈良祥孝委員長 あと、財源は起債と言ったけれども、そうすると交付税措置があるか、ないかというのは財政課ならみんな分かるから。大矢委員。

○大矢保委員 はっきり言って、これは来年の国スポのために改修するわけだよね。だったら県などからは何も財源はないんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 担当課から答えさせます。

○奈良祥孝委員長 担当課、分かりますか。

○佐々木崇地域スポーツ課主幹 地域スポーツ課です。

県からの財源はありません。先ほど申し上げましたとおり、起債と——すみません1つ漏れておりましたけれども、t o t oから1億円ほど助成金があります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 そういうのを詳しく書いてください。

○奈良祥孝委員長 そういう財源も含めて、中身をはっきり分かるようにして、委員の方に配っていただければそれでよろしいかと思います。総務部長お願いします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）」について報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

本件は、令和7年度に更新を行います2230台のパソコンで使用するワード、エクセル等のマイクロソフトオフィスライセンスを取得しようとするものであります。

取得する財産は「Microsoft Office LTSC Professional Plus 2024」、数量は2230ライセンスとなっております。

入札結果につきましては、去る4月30日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社アイシーエス青森支店と2億4832万1040円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が2000万円以上の動産の買入れでありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 私はこういうマイクロソフトなどは分からないのですが、2230台買わないといけないというのは、これは2230台のパソコンが庁内にあるということですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 お答えいたします。端末の台数につきましては、これ以上あります。今回は 2230 台を工事いたしますので、その端末で使用するマイクロソフトオフィスのライセンスを購入しようとするものであります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 毎年こういうのを買っているのですが、費用対効果は本当に出ているのですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 費用対効果と申しますか、我々は業務上、必ずワード、あるいはエクセルを使って仕事をしているものですので、業務上不可欠なソフトとなっているものであります。

以上です。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」について報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和 7 年第 2 回青森市議会定例会に提出を予定しております財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

除雪機械の保有状況であります。現在、市が所有しております青森地区の除雪機械は、ロータリ除雪車が 14 台——大型 5 台と小型 9 台、グレーダーが 5 台、タイヤショベルが 1 台の計 20 台となっております。

本件は、生活道路等における除排雪の作業を支援するため、新たに配備する除雪機械 1 台を取得しようとするものであり、除雪幅、定格出力など、取得する車両の規格につきましては、資料の「2 取得する財産」に記載のとおりであります。

入札結果につきましては、去る 4 月 30 日に指名競争入札を執行した結果、2 者が参加し、1 回目の入札では両者とも予定価格を上回ったため、再度入札を執行しようとしたしましたが、2 者のうち 1 者が辞退し、入札参加者が 1 者となりましたことから、入札を中止したものであります。

ロータリ除雪車は、今シーズンの使用を見据えて、納入期限を令和 7 年 11 月 30 日までとしており、改めて指名競争入札を行う時間的余裕がないことから、契約の方法につきましては随意契約とし、再度入札への参加表明をした唯一の者でありました株式会社青工青森支店から見積書を徴したものであります。

その結果、予定価格内で価格が提示されましたので、株式会社青工青森支店と 5588 万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして見積執行票を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が 2000 万円以上の動産の買入れでありますことか

ら、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 随意契約なんですが、辞退したという会社はどこですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 担当課から答えさせます。

○奈良祥孝委員長 お願いします。

○宮城武契約課長 契約課の宮城と申します。

入札に参加いたしました２者のうち、辞退した業者につきましては、有限会社尾崎自動車商会となります。

○奈良祥孝委員長 ほかにありますか。天内委員。

○天内慎也委員 ロータリ除雪車のことはよく分からないんですが、この写真を見る限りだと、中型ぐらいに見えるんですけども、小型か中型か大型かどちらでしょうか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 こちらのロータリ除雪車は大型に当たるものです。

○奈良祥孝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 それと随意契約の理由で、取得から年数が経過して部品の調達ができないとなっているということなんですが、前のロータリ車は何年使ったのか教えてください。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 今回のロータリ除雪車の購入であります、更新するという形ではなくて、新たに１台追加するという内容となっているものであります。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。館山委員。

○館山善也委員 いろいろ雪の多さとか、硬さで違ってくると思うんですが、参考までに、これを１台買ったなら、１シーズン何キロメートル走るものなんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 後ほど答えさせていただきます。

○奈良祥孝委員長 今の質疑の趣旨に沿って担当に聞けば分かると思うので、協議して出してください。ほかにありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 さっき有限会社尾崎自動車商会と言いましたが、会社はどこですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 五所川原の会社であります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 このほかに青森市でこういうロータリ車を扱っている会社はないんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 今回、可否照会させていただいた結果、2者が対応可能であるということで、2者を指名して入札いただいたというところであります。

ただ結果、1者辞退いたしましたので、入札が成立しないということで随意契約になったというものであります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 毎年、ロータリ車を買うのはいいんですが、はっきり言って、去年もそうだし、株式会社青工が毎年じゃないですか。あとほかにいないんですか。随意契約でやったというのは分かるのですが、もっと単価が下がるなど、そういうのがあるんじゃないかなと思うんです。もう少し努力が足りないんじゃない。ほかのところも情報をもらっていますよ。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 今回、指名競争入札の選定条件といたしまして、業種は車両、車両用品、点検、修理、品目は建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザー）に登録を有する者で、合計33者の指名登録がありました。

そちらに全て可否照会をさせていただいた結果、33者のうち2者が対応可能であるということから、そちらの2者を指名して入札を行ったというところであります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 33者の名簿を後で提出してください。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 後ほど、資料提供させていただきます。

○奈良祥孝委員長 全員によろしくをお願いします。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和7年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、「1 専決処分について」であります。令和7年度税制改正大綱を踏まえた地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に成立、公布されましたことから、4月1日から施行される部分のうち緊急に改正が必要なものとして、軽自動車税種別割に係る規定を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年3月31日に専決処分により青森

市市税条例の一部を改正する条例を制定したものであります。

なお、お示ししております資料は、去る 4 月 1 日に全議員にタブレット配信させていただいたものと同じ内容であります。

次に、「2 専決処分による改正項目」である、軽自動車税種別割における二輪車の車両区分の見直しについて御説明申し上げます。

軽自動車税種別割を課税している二輪の原動機付自転車、いわゆる原付バイクの税率は、電動のものを除き、総排気量により区分して定めております。

このたびの改正は、総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0 キロワット以下に制御したバイクに係る税率を現在の 50cc 原付バイクと同額の年額 2000 円としたものであります。

改正理由につきましては、現行の 50cc 原付バイクは、令和 7 年 11 月から適用開始となる欧州規制と同等の排ガス規制への適合が困難であることなどにより、今後の生産・販売の継続が困難となることから、車両区分を見直し、新たな排ガス規制に適合する総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0 キロワット以下に制御した新基準原付に対し税率を定めたものであります。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和 7 年第 2 回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 ページを御覧ください。

初めに、「1 制定理由」であります。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことなどに伴い、青森市市税条例において、先ほど御説明申し上げました専決処分した項目以外の必要な項目について改正しようとするものであります。

それでは、主な改正項目 4 点について、順次、御説明申し上げます。

1 点目は、大学生年代の子等に関する特別控除——特定親族特別控除の創設についてであります。

特定親族特別控除は、令和 8 年度分以降の個人住民税に係る控除として、納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、その納税義務者の前年分の総所得金額等から控除するものであり、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、創設されたものであります。

下の表を御覧ください。

控除の仕組みについては、地方税法の規定により、年齢が 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族を有する場合、特定扶養として 1 人につき 45 万円の控除を行っており、その適用を受ける所得要件は、現在、改正前に記載しております親族等の合計所得額 48 万円、給与収入では 103 万円以下となっております。

今回の地方税法の改正により、特定扶養控除の所得要件について、改正後に記載しております合計所得額が 58 万円、給与収入では 123 万円以下に引き上げるほか、このたび創設されました特定親族特別控除により、親族等の合計所得額が 58 万円を超え 95 万円以下、給与収入では 123 万円を超え 160 万円以下の場合は、親等が特定扶養控除と同額の 45 万円の所得控除が受けられ、また、合計所得額が 95 万円を超えた場合にも、親等が受けられる控除額が段階的に少なくはなりますが、合計所得額が 123 万円、給与収入では 188 万円以下まで控除できる仕組みとするものであります。

施行期日については、令和 8 年 1 月 1 日を予定しております。

2 ページを御覧ください。

2 点目は、(2) の加熱式たばこの課税方式の見直しについてであります。

加熱式たばこについて、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、課税方式の見直しを行うもので、紙巻たばこの本数換算を、重量と価格によって換算する方式から重量のみで換算する方式に改正するものであります。

具体的には、参考例といたしまして、J T——日本たばこ産業の加熱式たばこの主要銘柄でありますメビウス・ディープ・レギュラー・ブルームの場合で御説明いたします。

換算方法について、現行の重量の要素の 2 分の 1 と価格の要素の 2 分の 1 を足したもののから重量の要素のみに改正され、紙巻たばこ 1 箱の換算で 13 本相当の税額から 20 本相当の税額に変更されることとなります。

そのため、加熱式たばこ 1 本当たりの税額が、現行、国・県・市のたばこ税を合わせて 9.907 円であったものから改正後は 15.244 円に、また、市たばこ税額は現行 4.258 円であったものから改正後は 6.552 円に変更されることとなり、現行の紙巻たばこと同程度の税額となります。

実施時期であります、激変緩和措置として、令和 8 年 4 月 1 日以降は、現行の換算本数に 0.5 を乗じたものと改正後の換算本数に 0.5 を乗じたものを足した本数とし、令和 8 年 10 月 1 日以降は改正後の換算本数とする、2 段階での課税方式の見直しを実施いたします。

続きまして、(3) の国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を、それぞれの課税限度額の範囲内において課税することとされております。

このたびの改正は、基礎課税額に係る課税限度額をこれまでの 65 万円から 66 万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、これまでの 24 万円

から 26 万円に引き上げようとするものであり、この結果、介護納付金課税額 17 万円を合わせた課税限度額の合計額は 106 万円から 109 万円となるものであります。

3 ページを御覧ください。

(4) の国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについてであります。

国民健康保険税の軽減は、世帯の所得が一定額以下の場合には、国が定める基準に従い、条例で定めるところにより行うこととされております。

このたびの改正は、5 割軽減及び 2 割軽減の判定基準となる所得の算定について、被保険者の数に乗ずる金額を、5 割軽減については、これまでの 29 万 5000 円から 30 万 5000 円に、2 割軽減については、これまでの 54 万 5000 円から 56 万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の範囲の拡大をしようとするものであります。

(3)、(4) の国民健康保険税の改正については、いずれも施行期日を公布の日からとすることを予定しております。

条例の主な改正項目については、以上のとおりであります。これらの改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正など、所要の改正を行うものであります。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和 7 年第 2 回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、「その他」の報告を求めます。

初めに、「令和 7 年度職員採用試験について」の報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和 7 年度職員採用試験について御報告いたします。

資料「令和 7 年度職員採用試験について」の「1 採用試験スケジュール」を御覧ください。

大学卒業程度の一次試験実施日は、先日、5 月 7 日付で議員各位に資料配付させていただきましたとおり、6 月 15 日曜日に青森公立大学において実施いたします。

一次試験の合格発表につきましては 7 月 2 日水曜日を、最終合格発表は 8 月 7 日木曜日を予定しており、採用予定者数につきましては、「2 採用予定者数」に記載のとおりとなっております。

なお、募集案内につきましては、既に 5 月 7 日水曜日から市ホームページに掲載いたしますとともに、市の公共施設の窓口等において配布を開始しており、申込みは 5 月 30 日金曜日までとしております。

また、企業等職務経験者及び高等学校卒業程度の日程につきましては資料記載のとおり予定しておりますが、詳細が決まり次第、改めて議員各位にお知らせいたします。

続きまして、「青森市職員採用試験の変更について」の資料を御覧ください。

令和7年度の企業等職務経験者の採用試験につきましては、3月上旬に議員各位にも御案内しておりましたとおり、試験方法等を変更することとしており、一次試験の試験科目を特別な公務員試験対策が不要な基礎的な知的能力及び学力を総合的に測定いたします総合適性検査——SCOAをテストセンター方式で実施することによりまして、市が設定した特定の場所や時間ではなく、受験者が自身の都合に合わせて、全国に設置されておりますテストセンターから受験する日時や会場を選択することができることとなります。

また、これまで1か月程度でありました募集期間を3か月程度に拡大いたしまして、転職やU・Iターンを考えている方などが余裕をもって検討・調整していただけるよう応募・受験しやすい試験スケジュールにいたします。募集時期につきましては、6月からを予定しております。

次に、令和8年度大学卒業程度における変更と記載しております資料を御覧ください。

令和8年度からは大学卒業程度の試験におきましても、特別な公務員試験対策が不要な総合適性検査——SCOAをテストセンター方式で実施することとしておりまして、これによりまして、公務員志望の方はもちろんのこと、民間企業等への就職や転職を考えている方なども含め、より多くの方に受験していただけるような試験方式等へ変更いたします。

募集時期につきましても、スケジュールを2か月前倒しし、令和8年3月からを予定し、最終合格発表も6月に前倒しいたします。

また、大学生が就職を機に市外・県外へ流出している中で、優秀な人材を確保するため、大学卒業程度の試験区分の中に、県内大学等からの学校推薦枠を新設いたします。

このように、より多くの方に働く場として本市職員に興味を持っていただき、採用試験を受験していただくことが大切であると考え、今年度から段階的に採用試験の内容を変更していくこととしております。

委員の皆様には、本市の将来を担う人材確保のため、PRに御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「固定資産税の課税誤りについて」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 固定資産税の課税誤りについて御報告いたします。

資料の「1 概要」を御覧ください。

本年4月、所有していない家屋の固定資産税が課税されているとの問合せがあり、

調査を行ったところ、他人の家屋の固定資産税を課税していることが判明したものであります。

「2 原因」といたしましては、固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税するため、前年中の登記異動を課税台帳システムに反映させる処理を行いますが、本件につきましては、平成25年において、相続により登記異動があった家屋1棟について所有権移転の処理を行った際に、誤って相続していない他人の家屋1棟についても所有権移転の処理を行ったことにより、所有者ではない方に課税がなされていたものであります。

「3 誤って課税していた税額等」であります。期間につきましては、登記異動がなされた翌年度の平成26年度から令和7年度までの12年間で、その課税額の総額は19万9600円となっております。

「4 対応」であります。誤って課税していた方につきましては、既に納付済みとなっている平成26年度から令和6年度までの11年間分で、22万8234円を返還することとしております。その内訳は記載のとおりであります。

なお、令和7年度分につきましては、一部納期が到来していないことから、税額更正で対応させていただくことにしております。

また、本来の所有者の方に対しましては、地方税法の規定により、令和3年度から令和7年度までの5年間分で、本税8万3000円を納付いただくこととなり、誤って課税していた方及び本来の所有者の方には速やかにおわびを行い、返還及び納付については、御了解をいただいております。

「5 再発防止」策であります。現在、登記所から紙媒体で通知される土地建物登記済通知書を基に、担当職員が手作業で課税台帳システムに入力を行っておりますが、課税誤りを防止するため実施しております複数人チェック体制の強化を行い、再発防止に取り組んでまいります。

また、ヒューマンエラーの防止や業務効率化等を図るため、登記所からの登記異動情報について、電子データでの提供を受け、課税台帳システムに直接取り込む処理の自動化について検討してまいります。

このたびは、関係する市民の皆様に御迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後、同様の事例が発生することのないよう取り組んでまいります。

報告につきましては、以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 また委員の皆さんから御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 税務部長にお尋ねしますが、この前、私は銀行に固定資産税を納めに行ったんだけど、ある方が払えないと言ったから、いや、今年から督促は来ないから、いつ納めてもいいんじゃないかと言いました。ちょっとまずかったなと思うんですが、督促をやらないと、もし延滞したらどうするんですか。

○奈良祥孝委員長 税務部長。

○横内修税務部長 前回、督促手数料の1件70円の廃止は行いましたが、督促状自体は発送しております。これは、法律に基づいて督促状は発送しなければならないです。督促もしますし、催告もしますし、お支払いいただけない場合には、最後は差押えなどもあります。

○奈良祥孝委員長 廃止は手数料だけですので、委員の皆さんも発言には気をつけ、御協力をお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)